

# 地域密着型サービス事業所の指定 に付する条件の改正について

豊島区保健福祉部介護保険課

令和2年3月17日

# 1. 追加する条件

## 1.福祉サービス第三者評価の受審に関する条件

- (1) 福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審すること。
- (2) ただし、認知症対応型共同生活介護は毎年受審すること。

## 2.運営推進会議等の定期的な開催等に関する条件

- (1) 受審した第三者評価結果について、運営推進会議において報告し意見を求めること。
- (2) 区基準に従い運営推進会議を開催し、その議事録を公表すること。